

単価契約仕様書

行財政局総務部庁舎管理課

(担当 竹ノ内、多田羅 電話 222-3965)

件 名	産業廃棄物（汚泥）の処分（京都市役所）
契 約 期 間	契約日の翌日 ～ 令和8年10月31日
契 約 条 件	【総則】 本業務は、京都市契約事務規則、関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に施行すること。 1 産業廃棄物（汚泥）の処分（契約期間内に1回） (1) 業務内容 ア 廃棄物の種類 泥水（無機、有機） イ 処理方法については中間処理（固化）を行うこととし、法令に則り適正に処理すること。 ウ 処理作業の状況等を適宜写真撮影のうえ記録すること。 エ 本仕様書に明記のない場合または疑義を生じた場合においては、速やかに担当者と協議すること。 (2) 搬入方法及び予定日 事務所から排出された産業廃棄物（汚泥）の搬入は、京都市において別途契約する収集運搬業者が行う。（収集運搬業者の決定後、通知する。） 搬入予定日（協議により定める。） 令和8年9月上旬～10月下旬頃（休日の予定） 2 処分予定量（実量） 4. 0 m³を見込む。ただし予定量であり変動することがある。 3 委託料 処理代金は、処理量（m³）に契約単価を乗じて算出する。

契 約 条 件	4 報告 搬入量及び業務委託報告書を作成し、作業終了後 1 週間以内に担当者に提出することとする。 5 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付 法令に基づき、適正な取り扱いをすること。 6 その他 (1) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合は別途協議する。 (2) 本業務の受託人は、その施設をもって京都市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処分業の許可（ただし、事業の範囲で汚泥を扱える者に限る。）を受けている者に限る。許可を得ていることを示す確認書類の写しを提出すること。
---------	---

マニフェスト返送先

名称	位置	電話番号
行財政局総務部 庁舎管理課	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地	075-222-3046